



平成 24 年 3 月 20 日

各位

東京都港区芝 2 - 7 - 1 7
株式会社 ストリーム
代表取締役社長 劉 海濤
(コード番号：3071 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 竹下謙治
(TEL03-6858-8190)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 24 年 3 月 19 日に下記の理由により有価証券上場規程第 508 条第 1 項に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの当該措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 24 年 3 月 19 日付け「第三者調査委員会の調査報告ならびに当社の対応について」において、過年度の決算短信等を訂正する予定である旨を開示いたしました。

当該第三者委員会の調査において、当社の専務取締役が、仕入りレポートの計上額を操作して、売上総利益の金額を増減させていたこと及び買掛金違算について監査法人等に買掛金違算額が妥当であるとの虚偽の説明をしていたことなどにより、平成 20 年 1 月期から平成 23 年 1 月期までに、重要な訂正を要する決算内容を開示していたことが判明いたしました。

これは、有価証券上場規程第 412 条第 1 項に違反し、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要する程度の違反がみとめられたことから、同規程第 508 条第 1 項に基づき「公表措置」が行われたものです。

また、これは、当社の適時開示を適切に行うための体制における不備に起因する不適切な開示であり、同体制について改善の必要性が高いと認められたことから、有価証券上場規程第 502 条第 1 項に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められたものです。

以上